府令・省令

○内閣府令・厚生労働省令第十号

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十七号）の施行に伴い、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の四第九項及び第五十八条の六第四項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年十月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二第一項第一号及び第二号中「第二十二条第一項第六号」を「第二十二条第一項第八号」に改める。

附　則

この命令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月十四日）から施行する。

○内閣府・農林水産省令第十号

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十七号）の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年十月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　西川　公也

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

次に掲げる命令の規定中「第二十二条第一項第六号」を「第二十二条第一項第八号」に改める。

一　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第四十四条第一項

二　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）第三十七条第一項

三　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）第百四条の二第一項

附　則

この命令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月十四日）から施行する。

省　令

○総務省令第七十八号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、小売物価統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月十四日

総務大臣　山本　早苗

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令

小売物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「オレンジ」を「オレンジ　しらぬひ」に、「ケーキ」を「ケーキ　ロールケーキ」に、「調理パスタ」を「調理パスタ　調理ピザパイ」に、「きんぴら」を「きんぴら　焼豚」に、「ミネラルウォーター」を「ミネラルウォーター　豆乳」に、「うどん」を「うどん　日本そば」に、「フライ」を「フライ　しょうが焼き」に改め、「ドーナツ」及び「フライドチキン」を削り、「ビール（外食）」を「ビール（外食）　やきとり（外食）」に、「システムバス」を「システムバス　カーポート」に、「水道工事費」を「塗装工事費　水道工事費　駐車場工事費　壁紙工事費」に、「電気カーペット」を「電気カーペット　空気清浄機」に、「ワイングラス」を「ワイングラス　水筒」に、「マット」を「マット　物干し用ハンガー」に、「モップレンタル料」を「家事代行料」に、「生理用ナプキン」を「生理用ナプキン　マスク」に、「血圧計」を「血圧計　補聴器　サポーター」に改め、「運送料」を削り、「筆入れ」を「筆入れ　はさみ」に、「釣ざお」を「釣ざお　競技用靴」に、「ペット美容院代」を「ペット美容院代　ペットトイレ用品」に、「植木鉢」を「植木鉢　鉢植え」に改め、「映画観覧料」を削る。

別表の三の項中「家政婦給料」を削る。

別表の四の項中「家賃（独立行政法人都市再生機構）　火災保険料」を「コーヒー飲料（セルフ式）　乳酸菌飲料（配達）　フライドチキン　ドーナツ　家賃（独立行政法人都市再生機構）　火災・地震保険料」に、「リサイクル料金」を「リサイクル料金　モップレンタル料」に、「高速自動車道路料金」を「高速自動車道路料金　ロードサービス料」に、「通話料」を「通話料　運送料」に、「放送受信料」を「放送受信料　映画観覧料」に、「音楽ダウンロード料」を「コンテンツ利用料　クリーム（カウンセリング）　化粧水（カウンセリング）　ファンデーション（カウンセリング）　口紅（カウンセリング）　乳液（カウンセリング）」に、「傷害保険料」を「傷害保険料　警備料」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

○総務省令第七十九号

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十八条第一項の規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月十四日

総務大臣　山本　早苗

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「漏洩（えい）」を「漏えい」に改める。

第二十六条第一項第九号中「漏洩（えい）」を「漏えい」に、「事業所」を「特定事業所」に、「統括管理者の」を「統括管理者による」に改め、同項第十一号中「当該特定事業所」を「特定事業所」に改め、同項第十四号中「事業所」を「特定事業所」に改め、同号を同項第十五号とし、同項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　災害の現場において市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員から特定事業所の事業実施の統括管理者に対し要求があった場合における情報提供が適切に行われるための体制に関すること。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。